

漁業法第31条の規定に基づく特定水産資源の漁獲量等の公表について
(秋田県くろまぐろ(小型魚))

漁業法(昭和24年法律第267号)第31条に基づき、知事管理区分「秋田県くろまぐろ(小型魚)」の漁獲量を公表します。

令和7年8月18日
秋 田 県 知 事

1 漁獲量等の公表を行う管理区分

知事管理区分

「秋田県くろまぐろ(小型魚)」

(令和7管理年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで))

2 漁獲可能量に対する漁獲量の割合

「秋田県くろまぐろ(小型魚)」

75パーセント(A/B)

漁 獲 量 : 43.0トン(A)
漁獲可能量 : 57.0トン(B)